



0から16へ

行財政改革を進めていく中で、議会における取り組みとして、6月定例会において、議會議員定数問題調査特別委員会を設置し、この問題に対して審議を重ねてきました。9月・11月・12月と3回の特別委員会を開催。委員会構成のあり方、人口規模など考慮しながら慎重に審議し、議員定数については、現在の20人を16人に改め、次の一般選挙から実施することに決定しました。

12月定例会は、12月9日から22日までの14日間開かれ、平成15年度一般・特別会計決算を認定し、一般会計補正予算と二つの特別会計補正予算のほか、条例5件、発議4件、その他7件を議決しました。

町四役の

給料カット

	現 行	特例期間	差 額
町 長	772,000 円	617,600 円	154,400 円
助 役 月 額	613,000 円	521,050 円	91,950 円
収入役月額	573,000 円	487,050 円	85,950 円
教育長月額	573,000 円	487,050 円	85,950 円

町長等の給与の特例に関する条例として、給与月額が町長20%、助役、収入役、教育長がそれぞれ15%一定の期間カットされます。特例期間は、平成17年1月1日から町長のみ任期期間である12月20日まで、他の三役は平成18年3月31日までとなります。

特別委員会を設置

行財政改革問題調査特別委員会

● 設置の理由

国のかつての財政状況や三位一体改革の影響を受け、今後、地方交付税や補助金が削減されることが大いに予想され、行財政改革の推進は避けて通ることのできない重要な課題です。町においては、町長の諮問機関である行政改革調査専門委員会や職員による検討委員会、事務改善委員会が設置され、平成17年3月を目途に行財政改革の実施計画を作成する予定となっています。

議会においても、議員報酬等の問題をはじめとし、町の行う行財政改革の問題について、広く調査・研究を深めていくべきと判断し、行財政改革問題調査特別委員会を設置するものです。

■特別委員会委員長
後 迫 哲 矢議員

■特別委員会副委員長
安 藤 廣 美議員